事務局よりのお知らせ

会員募集中!
シルバー人材センター
マスコットキャラ
「チエブクロー」

令和 6年 2月 1日
(公社)野田市シルバー人材センター
TEL 野田事務所 04-7125-2300
関宿連絡所 04-7196-2558
URL https://www.sjc.ne.jp/noda/
1/19 現在 会員数 773名(男性 581名 女性 192名)

配分金の確定申告について

シルバー人材センターでの就業による収入は雑所得に区分され、基本的に確定申告が必要です。
同封しました令和５年分　配分金支払証明書の金額は、令和５年１月支払分（令和４年１２月就業分）～令和５年１２月支払分（令和５年１１月就業分）の配分金合計額が記載されています。
雑所得の金額は、1年間の収入から必要経費（材料費、交通費等）を差し引いた金額になります。
なお、派遣就業をしている方は給与所得になり、源泉徴収票が千葉県シルバー人材センター連合会から送られます。

①配分金支払証明書に記載されている金額を**「収入金額等」の「雑ー業務」**㋒に記入

②**「所得金額等」の「雑ー業務」**③に、㋒から５５万円を差し引いた金額を記入（控除できる金額は５５万円が上限）
給与収入がある場合は給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は５５万円から給与所得を控除した残額が限度です。
※公的年金等の収入金額が４００万円以下でかつ、その公的年金等全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が２０万円以下である場合には確定申告が不要です。（但し、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。また、確定申告が必要ない場合であっても住民税の申告が必要な場合があります。）

詳しくは税務署等にお問い合わせください。※柏税務署　　電話04-7146-2321

令和5年分の所得税の確定申告書A 第1表（抜粋）

収入金額	給与		㋐	
	雑	公的年金等	㋑	
		業務	㋒	687,500
		その他	㋓	
	配当		㋔	
	一時		㋕	
所得金額等	給与		①	
	雑	公的年金等	②	
		業務	③	137,500
		その他	④	
		②から④までの合計	⑤	
	配当		⑥	
	一時		⑦	
	合計(①+⑤+⑥+⑦)		⑧	

（記入例）シルバー人材センターからの配分金

687,500円

687,500円-550,000円＝

137,500円

公的年金等の収入がある場合はその金額を加算します。
雑所得の金額の計算方法は令和５年分「確定申告に関する手引き等」に解説されています。
他に給与の収入や生命保険等の個人年金等がある場合雑所得の計算が異なります。

当センターからの連絡ごとをスマートフォンで見られるサービスについて、利用会員さん募集

当センターでは、今後、センターからの連絡ごとをアプリケーションで見られるサービスを検討しています。配分金明細書・お知らせ・就業依頼書(現在、就業している会員さんに紙でお渡している仕様書や受注表・就業依頼書のようなもの)などをスマートフォンで見られるようにするサービスです(尚、本サービスは、あくまで当センターから一方的に連絡ごとを発信するものであり、メール等でやりとりするものではありません)。
そのようなサービスを受けてみたいという会員さんは下記担当者までお電話ください。後日、使い方マニュアルやID・パスワード等をお送りいたします。
本サービスは段階的に進めてゆき、今回はまだ試験的な段階としたく思います。そのため今回は定員を設けようと思います。

●定員20名　　●募集期間　2月1日～2月16日
●担当　大島　04-7125-2300

配分金支払日

1月分

2月29日(木)

就業報告書は早め（月初め3日まで）に提出してくださいますようお願いします。